

## 家庭用・中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金を創設

環境政策課 ☎(584)4691 FAX(584)4818

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化の促進のため設備などの導入費用を補助します。詳しくは、右記市ホームページをご覧ください。



ホームページ

### 家庭用

市内在住の人が所有し、居住している住宅(新築住宅は対象外)

対象設備・補助金額など 交付決定後、5月15日(水)以降に工事着手(契約締結)し、令和7年2月14日(金)までに引き渡しを受けた設備など

区分	補助対象設備		補助上限額(補助率)
ア	太陽光発電	※両方を併用する場合に限る	10万円(2万円/kw)
イ	蓄電池		20万円(2万5,000円/kw)
ウ	太陽熱利用設備、高効率エアコン、高効率給湯機器、高効率照明器具、高断熱浴槽、太陽光利用照明、IH器具、高機能換気、節水型トイレ、台所・トイレ・浴室など給排水設備の取替工事、窓・玄関・外壁・天井・床・屋根の断熱、V2H(太陽光発電と併用する場合に限る)		30万円(20%) ※左欄記載設備の同時申請可

※設備の工事を市内事業者が施工した場合は、補助上限額を20%上乗せします。

※区分ア・イ・ウの同時申請可。各区分の補助対象経費は10万円以上。

令和7年1月17日(金)までの工事着手(契約締結)前に上記へ申し込み(予算に達し次第終了します)。

### 中小企業など

市内に事業所・事務所を置く中小企業者などへの補助金もあります。

詳しくは、右記市ホームページをご覧ください。



ホームページ

## 自転車用ヘルメットの購入費用を補助

自転車事故による被害の重症化を防ぐためには、特に頭部を守ることが大切です。高齢者および小学6年生以下が着用する自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。補助要件や必要書類など詳しくは、下記へお問い合わせください。

補助対象者	補助内容		条件
市内在住の65歳以上	市内の店舗で購入した、安全基準(SG、CE、JCFマークなど)に適合している新品の自転車用ヘルメット	2分の1(100円未満は切り捨て)上限3,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税などを滞納していない</li> <li>自転車損害賠償保険などに加入している</li> <li>補助を受けたヘルメットは購入から2年間は譲渡・交換しない</li> </ul>
市内在住の小学6年生以下	※中学校指定の通学用ヘルメットは対象外	2分の1(100円未満は切り捨て)上限2,000円	

購入日から6ヵ月以内または令和7年3月31日(月)のどちらか早い日までに、必要書類を下記へ提出。申請は1人1回限り。

危機管理課 ☎(582)1119 FAX(583)5066

## 令和6年度から森林環境税(国税)が賦課されます

森林環境税は、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保するために創設された国税です。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与され、森林整備、人材育成、木材利用、森林保全の普及啓発などの費用に充てられます。

税額 年額1,000円(市民税・県民税均等割とあわせて市が徴収します)

令和5年度で防災施策の財源確保にかかる措置(1,000円)が終了するため、納付すべき税額は令和5年度と変わりません。

令和5年度まで	令和6年度から
市民税・県民税均等割 4,800円	市民税・県民税均等割 4,800円
防災施策の財源確保にかかる措置 1,000円	森林環境税 1,000円
合計 5,800円	合計 5,800円

税務課 ☎・有(582)1115 FAX(583)9738